

## 茨木市死者の国民健康保険給付に係る情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市が保有する特定の死者に関する国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく国民健康保険給付に係る情報（以下「特定死者情報」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

(提供の申出)

第2 特定死者情報の提供の申出（以下「提供申出」という。）をすることができる者は、当該提供申出に係る死者（以下「本人」という。）の相続人とする。

2 前項に規定する相続人が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該相続人の法定代理人が提供申出をすることができる。

(提供情報)

第3 提供することができる特定死者情報は、次に掲げる文書に記載された情報とする。

- (1) 診療報酬明細書
- (2) 調剤報酬明細書
- (3) 訪問看護療養費明細書
- (4) 療養費支給申請書

(申出方法等)

第4 提供申出は、国民健康保険給付の情報提供に係る申出書（別記様式）を、市長に提出することにより行うものとする。

2 申出者は、自己（第2第2項の規定により法定代理人が提供申出をする場合にあっては、当該未成年者又は成年被後見人）が第2第1項に規定する者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第2第2項の規定により法定代理人が提供申出をする場合にあっては、前項に規定する書類に加え、自己が法定代理人であることを示す書類及び自己の本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。

(提供の実施)

第5 第4の規定による提供申出があったときは、市長は、当該申出に係る提供情報が記録された文書の写しを交付する。この場合において、当該文書に提供情報以外の情報が記録されている場合は、当該情報が記録されている部分を除いた文書の写しを交付する。

2 前項の規定により交付する写しの部数は、同一の申出者につき1部に限るものとする。

(費用負担)

第6 写しの交付に係る費用の額は、茨木市情報公開条例施行規則（平成15年茨木市規則第51号）別表に掲げる額とし、申出者の負担とする。

附 則

この要綱は、令和6年3月11日から実施する。

